

安全衛生推進者養成講習会開催のお知らせ

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会では、この度、新しく「安全衛生推進者養成講習会」を下記により開催いたします。

記

開催日時 平成 24 年 3 月 26 日 (月) ～27 日 (火)
場 所 東京都港区芝 4－5－5 三田労働基準協会ビル
定 員 32 人
受講資格 特にありません (どなたでも受講可能です)
受講料 10,500 円 (消費税込)
他にテキスト代 1,260 円 (消費税込)

電話予約のうえ、別紙「講習受講申込書」を FAX してください。

TEL:03-3453-7935 FAX:03-3453-9647

なお、一旦納付された受講料は原則として返還しないことになっていますが、講習開始日の 7 日前までに取消しの申し出をされたときは受講料の全額から返還に伴う振込手数料を差し引いた額を返還します。

また、受講申し込みをされ方に受講できない理由が生じた場合、講習開始日の前日までに申し出のあったときは、代わりの方の受講を認めます。

講習修了証 講習終了後、その場で「修了証」をお渡しします。

労働安全衛生法では、常時 10～49 人の労働者を使用する事業場 (注) では「安全衛生推進者」を選任しなければならないことになっています。

(注) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業に属する事業場

それ以外の業種の事業場では「衛生推進者」を選任することになります。「衛生推進者養成講習」は、5 時間 (1 日) です。本会では、平成 24 年度の早い時期に開催を予定しています。

【本会の講習会の特色】

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全衛生法第 87 条第 1 項に基づいて設立されている職場の安全・衛生に関する専門家集団です。その専門家集団が主催し、本講習の講師には、会員であるベテランのコンサルタントが当たる質の高い講習です。ご満足いただける講習会になると思います。

また、本会は全国に 2,600 人を超える会員を擁していますので、講習を修了されたあと、それぞれの事業場で「安全衛生推進者」としてご活躍される場合に生ずる種々の問題について、容易に専門家である会員コンサルタントに相談することも可能です。

安全衛生推進者養成講習カリキュラム

< 1 日目 >

時間	科目	範囲	講習時間	テキスト	備考
9 : 30 ~ 11 : 40 (途中休憩 10 分)	関係法令	労働安全衛生法および労働者派遣法並びにこれらに基づく命令の関係条項	2 時間	第 6 章	
11 : 40 ~ 12 : 40	昼食休憩	—	1 時間	—	
12 : 40 ~ 14 : 50 (途中休憩 10 分)	安全管理	安全衛生推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因と再発防止対策	2 時間	第 1 章	
14 : 50 ~ 15 : 00	休憩	—	10 分	—	
15 : 00 ~ 16 : 00	安全衛生教育	安全衛生教育の方法 作業標準の作成と周知	1 時間	第 5 章	

< 2 日目 >

時間	科目	範囲	講習時間	テキスト	備考
9:30~11:40 (途中休憩 10 分)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等	2 時間	第 2 章	
11:40~12:40	昼食休憩		10 分		
12:40~14:50 (途中休憩 10 分)	作業環境管理及び作業管理	作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 労働衛生保護具	2 時間	第 3 章	
14:50~15:00	休憩		10 分		
15:00~16:00	健康の保持増進	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	1 時間	第 4 章	
16:00~16:10	修了証交付	—	10 分	—	

様式 1

安全衛生推進者養成講習受講申込書

受講者氏名	生年月日	本籍地(都道府県名)	現住所
⑩			〒
⑩			〒
⑩			〒

平成 年 月 日

事業場名

所在地 〒

TEL:

(担当者名) _____

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

* 「受講者氏名」は、法令に基づく資格となる「講習修了証」の氏名となりますので楷書で正確にご記入ください。

* 申込書に記載された個人情報については、「安全衛生推進者養成講習」実施のためのみ使用し、外部に公表することはありません。